沿岸広域振興局長告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年2月12日

沿岸広域振興局長 齋 藤 淳 夫

1(1) 道路の種類 県道

- (2) 路線名 久慈岩泉線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町安家字江川105番3地先から105番11地先	新	m	m
まで		20.0~12.0	12.0
	旧	13.0~12.0	12.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - イ 期間 平成25年2月12日から同年3月12日まで
- 2(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 田野畑岩泉線
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町岩泉字室場18番79地先から18番114地先ま		A m	m
で	新	26.8~6.2	1, 274. 4
		В	
		65.3~11.6	1, 196. 0
	旧	A	
		26.8~6.2	1, 274. 4

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - イ 期間 平成25年2月12日から同年3月12日まで